

指定通所リハビリテーション指定介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

1. 事業の目的及び方針

① 事業の目的

医療法人社団いずみ会北星病院（以下「事業者」という。）が行う指定通所リハビリテーション事業所及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、理学療法士、作業療法士またはその他の職員（以下「従事者」という。）が要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適切な通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーションサービスを提供することを目的とする。

② 運営の方針

1. 事業所の従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、在宅療養の課題を認識して、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
2. 事業所は、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業者（法人）の概要等

事業者（法人）名	医療法人社団いずみ会 北星病院	
取 扱 事 業 所	指定通所リハビリテーション事業所 指定介護予防通所リハビリテーション事業所	
所 在 地	千歳市清流5丁目4番2号	
連 絡 先	0123-29-5035	
提供可能サービス	訪問リハビリテーションサービス 居宅療養管理指導（医師・薬剤師・管理栄養士による） 通所リハビリテーションサービス 介護予防訪問リハビリテーションサービス 介護予防居宅療養管理指導（医師・薬剤師・管理栄養士による） 介護予防通所リハビリテーションサービス	
管 理 者	遠藤 昭	
サービス提供地域	千歳市	
事業所の職員体制	管理者	1名（常勤1名 兼務）
	医師	1名（常勤1名 兼務）
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5名以上（常勤及び非常勤 兼務）
	介護職員 等	4名以上（常勤及び非常勤 兼務）
事業所の営業日 及 び 営 業 時 間	営業日 月曜日から金曜日 営業時間 平日の午前9時から午後5時 ※備考 日曜日及び国民の祝日・12月30日から1月3日は休業	
利 用 定 員	40名	
提 供 す る サ ー ビ ス 内 容	①機能回復訓練	各利用者の状況に適した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。

	②日常生活動作訓練	日常生活動作などの援助を行い、自立に向けて訓練を行います。
	③健康管理	医師により利用者の健康管理に努めます。また、緊急など必要な場合には主治医などに責任を持って引き継ぎます。
	④相談及び援助	通所者及びそのご家族からの相談に対して、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行います。
	⑤送迎	送迎が必要な方は、事業者の車両で送迎を行います。

3. 利用料

- ① 利用料金は、別紙「通所リハビリテーション利用料金表」に記載の通りです。
- ② 支払方法は、以下の方法のいずれかとなっております。
 - ・月締めでの現金払い
 - ・月締めでの銀行振込（口座番号は請求書に記載しております・手数料はご負担ください）
 - ・月締めでの口座引き落とし（手数料はご負担ください）

4. 苦情相談窓口

- ① 当事業所が設置する苦情相談担当者は、次の通りです。当事業所が提供した通所リハビリテーションサービス・介護予防通所リハビリテーションサービスに関する苦情だけでなく、他の介護保険サービスに関する苦情も、ご遠慮なくお申し出下さい。

担 当 者	医療技術部長 川島 康洋
電 話 番 号	0123-29-5035
受 付 時 間	平 日 午前9時から午後5時 ※備考 日曜日及び国民の祝日・12月30日から1月3日は受付していません。

- ② 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

機 関 名	電 話 番 号
千 歳 市	0123-24-3455
国民健康保険団体連合会	011-231-5175

5. 緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供中に容態の急変や事故が発生した場合は、速やかに利用者の主治医、家族等の緊急連絡先、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要に応じて応急処置や医療機関への救急搬送の手配を行います。

また、事業所の通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーションサービスに起因する賠償すべき事故が発生した場合は、所定の手続きを経て損害賠償します。

6. 秘密の保持等（個人情報利用に関する同意）

- ① 個人情報保護法を遵守し、医療法人社団いずみ会 北星病院の個人情報の保護方針に沿って、個人情報を取り扱います。
- ② 事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者・利用者の家族等の秘密は漏らしません。

- ③ 事業者は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者・利用者の家族等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。
- ④ 事業者は、利用者に医療上の必要がある場合には、他の医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- ⑤ 事業者は、利用者に関わる他の居宅介護支援事業者等との連携を図る等、正当な理由がある場合には、利用者・利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。
- ⑥ 利用者・利用者の家族等の個人情報を用いることに関しては、利用者及び利用者の家族等から同意を得ていることを原則とします。

7. 非常災害時の対策

- ① 防災設備
消火器・非常通報設備・補助散水栓・火災報知設備（煙感装置・熱感知器）・非常照明装置・誘導灯設備・拡声放送設備・排煙ダクト設備
- ② 防災訓練 1年に2回実施します

8. 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します

9. 業務継続計画の策定 等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

10. 研修機会の確保

事業所の従業者の資質の向上を図るために、研修の機会を確保するとともに業務体制を整備します。事業所は、全ての通所リハビリテーション従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備します。

- （１）採用時研修 採用後3ヵ月以内
- （２）継続研修 年1回

11. ハラスメントの禁止

事業者は、適切な指定通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場等において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

12. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待発生又は再発を防止するため必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、従業員へ周知徹底します
- ② 虐待防止のための指針を整備します
- ③ 虐待を防止するための従業員に対する研修を実施します
- ④ 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します
- ⑤ サービス提供中に、事業所従業員又は利用者の家族等高齢者を現に養護する者等による虐待又は虐待が疑われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報し、その調査に協力します

13. ご利用にあたっての留意事項・禁止事項

- ① 金銭、貴重品の持ち込み及び管理
金銭は、必要最小限でお願いします。貴重品の持ち込みはご遠慮ください。
- ② 食べ物などの持ち込みについて
食べ物、飲み物の持ち込みはご遠慮ください。
- ③ 喫煙
当事業所内は禁煙となっております。
- ④ 感染症予防対策
感染症予防対策として、事業所内ではマスクの着用をお願いします。
- ⑤ 備品の利用
備品の利用に際しては清潔保持、整理整頓に心掛け大切に使用してください。
- ⑥ 禁止事項
営利目的の行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を禁止します。
職員に無断で通所リハビリセンターを出ることを禁止します。
他の利用者様との金品および食べ物等のやり取りは控えてください。

通所リハビリテーション 利用料金表（2024年6月1日現在）

通常規模型通所リハビリテーション費			介護報酬の料金	利用者負担金
1日につき	所要時間3時間以上4時間未満 〔滞在時間を短縮した時は、時間数に あわせた料金をいただきます〕	要介護1	4,860円	486円
		要介護2	5,650円	565円
		要介護3	6,430円	643円
		要介護4	7,430円	743円
		要介護5	8,420円	842円
1回につき	加算項目	内容等	介護報酬の料金	利用者負担金
	短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院退所後又は認定日から3月以内	1,100円	110円
	移行支援加算	社会参加維持へのサービス移行加算	120円	12円
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護福祉士の配置が7割以上 又は勤続10年以上が25%	220円	22円
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護福祉士の配置が5割以上	180円	18円
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	介護福祉士4割以上又は勤続7 年以上が30%	60円	6円
	リハビリテーション提供体制加算1	リハビリ専門職の配置が手厚い体制	120円	12円
	退院時共同指導加算	退院前ケアファシリタに参加し情報共有 した場合	6,000円	600円
	栄養改善加算	月2回限度	2,000円	200円
	口腔機能向上加算Ⅰ	月2回限度	1,500円	150円
	口腔機能向上加算Ⅱイ	月2回限度(データ提出必須)	1,550円	155円
	口腔機能向上加算Ⅱロ	月2回限度(栄養)	1,600円	160円
1月につき	リハビリテーション マネジメント加算イ	開始から6月以内 (1.1)	5,600円	560円
		開始から6月超 (1.2)	2,400円	240円
	リハビリテーション マネジメント加算ロ(データ提出必須)	開始から6月以内 (2.1)	5,930円	593円
		開始から6月超 (2.2)	2,730円	273円
	リハビリテーション マネジメント加算ハ(リハビリ・口腔・栄養)	開始から6月以内 (3.1)	7,930円	793円
		開始から6月超 (3.2)	4,730円	473円
	リハビリテーションマネジメント加算(医師の説明)	開始から6月以内 (4)	2,700円	270円
	栄養アセスメント加算	1月につき	500円	50円
	科学的介護推進体制加算	月に1回算定	400円	40円
該当者	認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	退院(所)後3月以内(週2回迄)	2,400円	240円
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	退院(所)後3月以内	19,200円	1,920円

	若年性認知症利用者受入加算	1日につき	600円	60円
該当する場合	生活行為向上リハビリテーション実施加算	利用開始月から6月以内	12,500円	1,250円
	口腔・栄養スクリーニング 加算Ⅰ	6月に1回	200円	20円
	口腔・栄養スクリーニング 加算Ⅱ	6月に1回（口腔機能加算算定）	50円	5円
	事業所が送迎を行わない場合	片道につき	マイナス 470円	マイナス 47円
該当の場合	高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待防止について取組みを実施していなかった場合	所定単位 マイナス 1/100	
	業務継続計画未策定減算	感染及び自然災害について業務継続計画を策定していなかった場合	所定単位 マイナス 1/100	

※感染症や災害により利用者数が前年比5%以上減少した場合、3ヶ月間基本報酬の3%の加算を実施します

介護予防通所リハビリテーション 利用料金表（2024年6月1日現在）

介護予防通所リハビリテーション費				介護報酬の料金		利用者負担金		
1 月 に つ き	病院の場合	要支援 1		22,680円		2,268円		
		要支援 2		42,280円		4,228円		
	加算項目		内容等		介護報酬の料金		利用者負担金	
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護福祉士が7割 か勤続10年25%	要支援 1	880円		88円		
			要支援 2	1,760円		176円		
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護福祉士が5割 以上	要支援 1	720円		72円		
			要支援 2	1,440円		144円		
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	介護福祉士が4割か 勤続7年30%	要支援 1	240円		24円		
			要支援 2	480円		48円		
	退院時共同指導加算		退院前カワルソに参加し情報共有 した場合		6,000円		600円	
	科学的介護推進体制加算		月1回算定(データ提出必須)		400円		40円	
	12月超 減算11(要支援1)		利用開始から12ヶ月を超え、要 件を満たさなかった場合に減算		マイナス1,200円		マイナス120円	
	12月超 減算12(要支援2)				マイナス2,400円		マイナス240円	
	口腔機能向上加算Ⅰ		個別に口腔機能が低下又は低下の 恐れがある方に対して実施		1,500円		150円	
	口腔機能向上加算Ⅱ		同上 (データ提出必須)		1,600円		160円	
一体的サービス提供加算		栄養改善および口腔機能向上サー ビスを実施		4,800円		480円		
栄養アセスメント加算		1月につき		500円		50円		

	栄養改善加算	月2回限度(1回につき)	2,000円	200円
	口腔栄養スクリーニング 加算Ⅰ	6月に1回算定	200円	20円
	口腔栄養スクリーニング 加算Ⅱ	6月に1回算定(口腔加算算定時)	50円	5円
	生活行為向上リハビリテーション実施加算	利用開始月から6月以内	5,620円	562円
	若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の方を受入れた場合	2,400円	240円
該当の場合	高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待防止について取組みを実施していなかった場合	所定単位 71781/100	
	業務継続計画未策定減算	感染及び自然災害について業務継続計画を策定していなかった場合	所定単位 71781/100	
通所リハビリ・予防通所リハビリ共通事項				
1月につき	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)※1		所定単位 ×8.6%(86/1000)	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)※1		所定単位 ×6.6%(66/1000)	
※1：厚生労働大臣が定める基準に適合し、介護職員の賃金改善等を実施している場合に加算				
その他の費用 おむつ代等 共通事項			利用者負担金	
1日	教養娯楽費(創作活動・サークル活動の備品代等を含む)		30円	
1月	口座引落とし手数料(口座からの引落としを選択した場合)		実費負担 110円	
1枚につき	紙おむつ(テープ止め付)	130円(非課税)	パット	80円(非課税)
	リハビリパンツ(M・L)	120円(非課税)	アンダーシート	100円(非課税)
	リハビリパンツ(LL)	140円(非課税)	マスク代	55円(課税)

◆表中の利用者負担割合は1割負担で計算しています。

◆介護保険の一部負担金につき、公費負担がある場合は、その分が減免となります。

◆尚、年間数回行事を開催しております。その際は行事代として別途料金が発生いたします。